

消費者トラブルを 学ぼう！防ごう！

消費者力
アップ！

宮城県消費生活サポーター

参加
無料

養成講座を実施します！

高度情報化や超高齢化社会の進展に伴い、インターネットを介した、通販トラブルや様々な問題商法など、消費生活に関する問題は、日々多様化・複雑化しており、消費者は、常に消費者トラブルに巻き込まれる恐れを抱えています。県消費生活センターには、架空請求などの特殊詐欺に関する相談が多数寄せられており、トラブルは、決して他人事ではありません。

そこで、県では、身近な地域での消費者啓発を担っていただく「消費生活サポーター」を養成するための講座を開催します。消費者トラブルから身を守るための知識を身につけ、消費生活サポーターとして地域に貢献してみませんか。

会場・日程

講座内容（13：30開始～16：00終了）

仙台会場

令和2年11月2日（月）

宮城県行政庁舎

大河原会場

令和2年11月6日（金）

宮城県大河原合同庁舎

石巻会場

令和2年11月16日（月）

宮城県石巻合同庁舎

大崎会場

令和2年11月25日（水）

宮城県大崎合同庁舎

- ・消費生活センターとは
- ・消費生活サポーターとは
- ・消費者トラブルの事例と対策
- ・消費者を守る法律の成り立ち

消費生活サポーター制度について、詳しくは裏面を、申込み方法については別紙申込書をご覧ください！



宮城県 旭プロダクション

消費生活サポーターとは？

消費者トラブルを未然に防ぐために、身近な地域で「自分のできる範囲」で消費者教育の活動を担うボランティアです！

※任期は3年です。(更新可)

※ボランティア保険に加入していただきます(加入にかかる経費は県が負担します)。

※その他交通費等、サポーター活動に要する経費は原則サポーターのご負担になります。



身近な地域での啓発活動！

- ・県消費生活センターが発行するチラシ等を町内会や地域の集まりで回覧・配布する
- ・消費者トラブルに遭っていると思われる方へ、消費生活センターに相談するようアドバイスする

地域と行政のパイプ役！

- ・身近な地域での消費者トラブルやニーズを消費生活センターへ情報提供する
- ・県消費生活センターからの最新情報を身近な地域に届ける

自立した消費者を目指した積極的な学習！

- ・県消費生活センターが発行する情報紙の配布
- ・県消費生活センターが主催する啓発活動のお手伝い

<対象>

「消費生活サポーター」として活動いただける方で、宮城県にお住まいの個人又は宮城県に事業所を有する事業者、団体、福祉関係機関等(団体でのお申し込みについてはお問い合わせください。)

<定員>

各会場20人程度(お好きな会場を選択可能です)

<参加料>

無料(交通費はご負担いただきます)

<申込み方法>

FAX又は郵送、メールにて別紙申込書よりお申し込みください。

<申込期限>

- 【仙台会場 令和2年10月26日(月) 必着】
- 【大河原会場 令和2年10月30日(金) 必着】
- 【石巻会場 令和2年11月9日(月) 必着】
- 【大崎会場 令和2年11月18日(水) 必着】

お問合せ先

宮城県消費生活・文化課
相談啓発班

TEL：022-211-2524

FAX：022-211-2959

Mail：syoubuns@pref.miyagi.lg.jp